

# 記入例(購入補助)

様式第1号 (第4条関係)

受付 番号	
----------	--

購入・レンタルした年度内(4月から翌年3月)に申請してください。  
※年度が変わると申請できません。

令和5年 4月10日

洲本市長 様

申請者 住 所 洲本市本町三丁目4番10号

氏 名 洲本 太郎 (洲本) 印

電話番号 090-1234-5678

・売買補助(購入)の場合  
購入費の1/2以内(100円未満は切り捨て)  
(補助上限額 容器10,000円、機器30,000円)

## ごみ減量化機器設置補助金交付申請書

洲本市ごみ減量化機器設置補助金交付要綱第4条の規定により、  
を申請します。

以下の費用は補助の**対象外**です。  
・機器本体に付帯する送料・保証費等  
・クーポン等や、ポイントによる購入費  
・個人取引した転売品、中古品

補助金交付申請額	30,000 円	
区分 (該当するものを○で 囲んでください。)	売買補助	1 生ごみ処理(たい肥化)容器 2 生ごみ処理(たい肥化)機器
	賃貸借補助	3 生ごみ処理(たい肥化)機器 年 月 日賃貸借開始 年 月から 年 月までの ( )か月分、月額( )円
メーカー名	○○○○○○	
型式・名称等	△△△△△△	

### 備考

- 1 メーカー名、型式・名称等及び領収金額が記入された領収書その他の市長が適当と認める書類を必ず提出してください。この場合において、賃貸借補助の場合は、賃貸借期間及び月額賃料が分かる書類を必ず添付してください。
- 2 近隣住民等の迷惑にならないような維持管理に努めてください。
- 3 生ごみ処理(たい肥化)容器及び生ごみ処理(たい肥化)機器は、それぞれ1世帯1基が限度です。
- 4 生ごみ処理(たい肥化)機器については、売買補助を受けた者にあつては賃貸借補助を、賃貸借補助を受けた者にあつては売買補助を受けることができません。
- 5 賃貸借補助の申請時期は交付対象年度における賃貸借期間の最終月で、1回に申請できる月数は当該交付対象年度に属する月を基礎としたものに限ります。

購入補助を受けたことがある人は、レンタル補助を申請できません。  
また、レンタル補助を受けたことがある人は、購入補助を申請できません。

# 記入例(レンタル補助)

受付番号	
------	--

購入・レンタルした年度内(4月から翌年3月)に申請してください。  
 ※年度が変わると申請できません。

令和6年3月21日

洲本市長 様

申請者 住 所 洲本市本町三丁目4番10号

氏 名 洲本 太郎 (洲本) 印

電話番号 090-1234-5678

・賃貸借補助(レンタル)の場合  
 月額1/2以内(上限1,000円)(100円未満は切り捨て)×月数(上限30か月)  
 ※申請する年度(4月から翌年3月)にレンタルした月のみ申請

## ごみ減量化機器設置補助金交付申請書

洲本市ごみ減量化機器設置補助金交付要綱第4条の規定により、を申請します。

以下の費用は補助の**対象外**です。

- ・機器本体に付帯する送料・保証費等
- ・クーポン等や、ポイントによる購入費
- ・個人取引した転売品、中古品

補助金交付申請額	7,000 円	
区分 (該当するものを○で囲んでください。)	売買補助	1 生ごみ処理(たい肥化)容器 2 生ごみ処理(たい肥化)機器
	賃貸借補助	③ 生ごみ処理(たい肥化)機器 令和5年8月20日賃貸借開始 令和5年9月から令和6年3月までの (7)か月分、月額(2,600)円
メーカー名	○○○○○○	
型式・名称等	△△△△△△	

### 備考

- 1 メーカー名、型式・名称等及び領収金額が記入された領収書その他の市長が適当と認める書類を必ず提出してください。この場合において、賃貸借補助の場合は、賃貸借期間及び月額賃料が分かる書類を必ず添付してください。
- 2 近隣住民等の迷惑にならないような維持管理に努めてください。
- 3 生ごみ処理(たい肥化)容器及び生ごみ処理(たい肥化)機器は、それぞれ1世帯1基が限度です。
- 4 生ごみ処理(たい肥化)機器については、売買補助を受けた者にあつては賃貸借補助を、賃貸借補助を受けた者にあつては売買補助を受けることができません。
- 5 賃貸借補助の申請時期は交付対象年度における賃貸借期間の最終月で、1回に申請できる

購入補助を受けたことがある人は、レンタル補助を申請できません。  
 また、レンタル補助を受けたことがある人は、購入補助を申請できません。